※あくまで参考です。申請内容に合わせて修正してください。

工事仕様書

1. 工事を施工しようとするときは、あらかじめ道路管理者（以下「管理者」という。）に届け出て、その指示を受けて工事施工表示を設置し、施工します。
2. 工事中は工事標識を設けます。また、夜間は赤色灯により交通事故を起こさないよう特に注意します。
3. 工事の着手及び完了のときは、管理者に届け出て指示検査を受けます。
4. 工事に関する費用の一切は、申請者の負担で施工します。
5. 工事着手前に必ず所管警察署長の許可を受けます。
6. 器材その他土砂等を路上に放置いたしません。また、一般交通に支障を与えないように施工します。
7. 工事期間中に生じた一切の事故に対する責任は、申請者（施工者）が負うものとし適切に対応します。
8. 工事の施行は申請図面によるほか、次の事項に特に留意します。
9. 舗装路盤（舗装・インターロッキング等）及びその他側溝等道路構造物についても、破損及び工事完成後沈下の発生のないように施工し、破損及び後日沈下の発生の場合は、呼び戻し工事として施工します。

なお、インターロッキングの破損時には、同等品にて復旧します。

1. この仕様書にない事項については、道路管理者の指示に従い、道路関係法令に準拠して施工します。